

# 発達障害学生の修学支援上の問題とその支援

都築 繁幸<sup>1)</sup>

【要旨】広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害の学生（以下、発達障害学生）は、基本的には、知的な遅れを伴わないために、本人の学ぶ意欲と高等教育を受けられる能力がクリヤーされれば、大学で学ぶことができる。本稿では、我が国の障害者施策の動向を中心に発達障害学生の修学支援上の問題とその支援を述べた。まず、ここ10年間における発達障害学生に関連する施策の動向を概観し、大学の入り口の問題として入学試験に関連する話題を取り上げ、次に障害学生支援の取組例として愛知教育大学を紹介した。今後、発達障害学生の修学支援上の問題やその支援を考えていくことが、我が国の将来の高等教育機関の教育の質保証に繋がっていくことを述べた。

## I. はじめに

広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害の学生（以下、発達障害学生）は、基本的には、知的な遅れを伴わないために、本人の学ぶ意欲と高等教育を受けられる能力がクリヤーされれば、大学で学ぶことができる。

障害のある学生の在籍者数の推移を見ると2006年度が4,937人であったのに対し、2012年度には、11,768人となり、2倍強、増加している（日本学生支援機構、2013）。2006年度以前では障害学生と言え、肢体不自由、聴覚・言語障害、視覚障害、病弱・虚弱が主であった。障害学生数の上昇は、発達障害、内部障害（病弱・虚弱を含む）、精神障害等の学生が急増したためである。

文科省は、2012年6月に文科省高等教育長の私的諮問機関として「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」を設置し、同年12月に検討会報告を取りまとめ、発達障害学生の受入体制を整備しつつある。更に2013年6月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が可決され、2016年4月から施行される。国立大学法人には、法的義務が課せられ、これから各大学は、差別を解消するための具体的な措置を整備していくことが求められる。

本稿では、我が国の障害者施策の動向を中心に発達障害学生の修学支援上の問題とその支援を述べる。まず、ここ10年間における発達障害学生に

関連する施策の動向を概観し、大学の入り口の問題として入学試験に関連する話題を取り上げ、次に障害学生支援の取組例として愛知教育大学を紹介し、今後の検討課題等に言及する。

## II. 障害者施策の動向

(1) 2005年4月に「発達障害者支援法」が施行される。

この法では発達障害を「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」としている。同法では、「国及び地方公共団体は、発達障害児がその障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるようにするため適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置を講じる」、「大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をする」としている。

(2) 2006年12月に国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択される

我が国は、2007年9月にこれに賛同したが、国内法が十分ではなかったために批准書の締結には至らなかった。それは、我が国が、同条約の第24条に関する諸制度が整備されていなかったためである。

第24条 教育（抜粋）

5 締結国は、障害者が差別なしに、かつ、他の者と平等に高等教育一般、職業訓練、成

2013年12月31日受理

<sup>1)</sup> 愛知教育大学 副学長（学生・連携担当理事）

人教育及び生涯学習の機会を与えられることを確保する。このため、締結国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。

**第2条 定義（抜粋）**

「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失したまたは過度の負担を課さないものをいう。

**(3) 2011年8月に障害者基本法が改正される**

ここで「合理的配慮」という概念が盛り込まれた。

**第4条 差別の禁止（抜粋）**

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

**第2条 定義（抜粋）**

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会生活における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

ここでは、「障害を理由に不利な状況にある障害者と、その他の人との条件を平準化するため、自立を目指す障害者からのニーズについて、障害者と支援を提供する機関が調整・合意した上で、支援の実施を義務付けるとともに、合理的な理由がないのにニーズを拒否した場合、障害者の社会参加を損ねたとして差別に当たる判断する」としている。

**(4) 2012年6月、文科省が、「大学改革実行プラン」を公表する**

大学の機能再構築を図る上での一つの切り口として、カリキュラムの弾力化検討などと併せて、障害学生に対する支援の確立を例示している。

**(5) 2012年8月、中央教育審議会は、審議経過を報告する**

特別なニーズに対応した教育を推進する観点から、高等教育における障害学生支援の必要性をうたい、政策の効果を測定する指標の一例として「多様な学生（社会人、障がいのある学生等）の増加

をあげている。

**(6) 2012年9月、内閣府の障害者政策委員会が報告する**

教育分野で差別を禁じる相手先として、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、高等専門学校などを明示し、入試・定期試験の適正な配慮による学力判定が重要である、とする。

**(7) 2012年12月、「新障害者基本計画に関する意見」が公表される**

拠点校の整備や障害学生支援に関する情報公開の促進に加え、「大学で障害を理由にした出願、受験、入学の拒否が生じないことが確保される仕組みを構築」、「大学入試センターが実施している特別措置の充実」、「情報保障・コミュニケーション支援など合理的配慮が確保される仕組みを構築するとともに、計画的に大学の施設設備を推進」、「大学の認証評価で障害学生支援の取組実績を考慮」をあげている。

**(8) 2013年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が可決、2016年4月から施行される。**

国立大学法人は、行政機関等であるために、法的義務が課せられる。この法律は、2016年4月から施行される。これから各大学は、差別を解消するための具体的な措置を整備していくことが求められる。差別を解消するための支援措置として紛争解決・相談、地域於ける連携、啓発活動、情報収集等が挙げられている。

**第7条 行政機関等における障害を理由とする差別の禁止（抜粋）**

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

**第8条 事業者における障害を理由とする差別の禁止（抜粋）**

2 事業者は、（同条）…必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

**(9) 2013年9月、第3次障害者基本計画が閣議決定される**

この中の「分野別施策の基本的方向」の「教育、

文化芸術活動・スポーツ等」において「高等教育における支援の推進」として示されている。基本的考え方として「障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害のある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障害のない児童生徒と共に受けることのできる仕組みを構築する。また、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう、環境の整備等を推進する」とする。高等教育における支援の推進として次の六つを挙げている。

- ① 大学等が提供する様々な機会において、障害のある学生が障害のない学生と平等に参加できるように、授業等における情報保障やコミュニケーション上の配慮、教科書・教材に関する配慮等を促進するとともに、施設のバリアフリー化を促進する。
- ② 大学入試センター試験において実施されている障害のある受験者の配慮については、障害者一人一人のニーズに応じて、より柔軟な対応に努めるとともに、高等学校及び大学関係者に対し、配慮の取組について、一層の周知を図る。
- ③ 障害のある学生の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するため、大学等の入試や単位認定等の試験における適切な配慮の実施を促進する。
- ④ 入試における配慮の内容、施設のバリアフリー化の状況、学生に対する支援内容、支援体制、障害のある学生の受入れ実績等に関する各大学等の情報公開を促進する。
- ⑤ 各大学等における相談窓口の統一や支援担当部署の設置など、支援体制の整備を促進するとともに、障害のある学生への修学支援に関する先進的な取組を行う大学等を支援し、大学間や地域の地方公共団体、高校及び特別支援学校等とのネットワーク形成を促進する。
- ⑥ 障害のある学生の支援について理解促進・普及啓発を行うため、その基盤となる調査研究や様々な機会を通じた情報提供、教職員に対する研修等の充実を図る。

- (10) 2012年6月、文科省は、文科省高等教育長の私的諮問機関として「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」を設置し、12月に第一次とりまとめを公表する

この報告は、大きく三つの柱からなっている。第一に大学等における合理的配慮の対象範囲で

ある。学生の範囲は、大学等に入学を希望する者及び在籍する学生であり、科目等履修生・聴講生等、研究生、留学生及び交流校からの交流に基づいて学ぶ学生等も含んでいる。障害のある学生の範囲は、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある、とする。学生の活動の範囲は、授業、課外活動、学校行事への参加等、教育に関する全ての事項を対象としている。

第二に合理的配慮の考え方を大学等が個々の学生の状態・特性等に応じて提供するものであり、多様かつ個性が高いものであるとし、以下の六つを例示している。機会の確保として、障害を理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保し、教育の質を維持する。情報公開として、障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を示す。決定過程として権利の主体が学生本人であることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行う。教育方法等として情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮の考え方を整理する。支援体制として大学全体で専門性のある支援体制の確保に努める。施設・設備として安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮する。

第三に関係機関が取り組むべき課題である。短期的課題として各大学等で情報公開及び相談窓口の設置することであり、受入れ姿勢・方針を明確に示し、広く情報を公開することが必要であり、相談窓口の統一や支援担当部署の設置が必要だとする。また、国が拠点校及び大学間ネットワークの形成に努める、とする。中・長期的課題として次の九つが示されている。大学入試の改善、高校及び特別支援学校と大学等との接続の円滑化、通常上の困難の改善、教材の確保、通信教育の活用、就職支援等、専門的人材の養成、調査研究・情報提供・研修等の充実、財政支援である。

### Ⅲ. 障害学生の入学試験に関する問題

#### (1) 受験特別措置

障害者に対する特別措置は、1978年に行われた共通一次試験の試行テストで検討され、翌年に実施された第1回の共通一次試験から「身体障害者受験特別措置」が導入された。初期の特別措置では、当時の盲・聾・養護学校に在籍している身体障害のある受験生が対象であった。1984年から申請後の事故による負傷等も認められた。2006年から英語リスニング試験が実施されるようになり、

それに対する特別措置も導入された。

大学入試センターは、受験案内と同時に別冊と呼ばれる「身体障害者等に係る受験特別措置申請用」の冊子を配布している。この冊子では、障害区分として「視覚障害」、「聴覚障害」、「肢体不自由」、「病弱」、「発達障害」、「その他」が設けられている。発達障害は、平成23年（2011年）1月に行われるセンター試験から新たに追加された。2012年からは、名称も「受験特別措置」に変更された。

## (2) 受験上の配慮事項

受験上の配慮を希望する志願者に対しては、申請に基づき、大学入試センターでの審査の上で受験上の配慮が決定される。その決定は、個々の症状や状態等を総合的に判断して行われる。すなわち、同じ障害種別であっても、許可される特別措置の内容は異なり、重篤度に応じて特別措置が提供される。障害の重篤度の証明については、医師の診断書を中心に学校長の状況報告書が組み合わせて用いられる。

受験上の配慮事項として以下のものがあげられる。

- ① 1.5倍または1.3倍の時間延長
- ② 点字での受験、文字サイズ1.4倍、紙面2倍に拡大した問題用紙、拡大鏡の使用
- ③ マークシートを塗りつぶさないでいい回答方式（チェック解答、文字解答、代筆）
- ④ 手話通訳者、介助者の配置
- ⑤ リスニングの免除、またはリスニング音声聴取を制御する許可
- ⑥ 試験室の場所（トイレやエレベータとの距離の関係）
- ⑦ 杖や補聴器、車いす、特製机の使用など

## (3) 発達障害区分

障害学生全体の志願者が微増する中であって発達障害者の志願者は、2011年は95人、2012年は135人、2013年は150人であり、今後、増加するものと予想される。

現在の発達障害区分に関する診断基準は、以下のようなものである。

- ① 発達障害の特別措置では、医師の信頼できる現症に関する診断書と具体的な状況報告・意見書の記載によって判断する。
- ② 特別措置においては、ディスレキシア（読字障害/読み障害）等の、主として文字の読みに関するアクセス機能の障害を重視する。
- ③ 実行機能の困難さに関する特別措置に撞いては、具体的な措置の必要性のエビデンスを

個々に慎重に判断する。

- ④ 時間延長以外の日常的かつ合理的な理由による措置はできるだけこれを認める。

## Ⅳ. 愛知教育大学における取組

### (1) 修学特別支援プログラム連絡会の設置による活動

2012年度に学生サポート体制検討ワーキンググループを立ち上げ、1年間にわたって今後の対応策を検討した。

学生サポート体制の課題として以下の点が挙げられた。

- ① 何でも相談、指導教員制、オフィス・アワーについては、学生の認知度や利用度が低いため、周知方法や利用方法を改善する必要がある。
- ② 相談窓口相互の連絡体制がなく、総合的な支援体制が確立されていない。
- ③ 健康診断時の問診票により、障害のある学生をある程度はスクリーニングできるが、「心の問題」を早期発見・早期支援するためには、質問項目を更に工夫する必要がある。
- ④ GPAによる学業不振学生の把握は行われているが、その利用方法が不明確である。

学生サポート体制の今後の対応として、以下の点が挙げられた。

- ① 修学特別支援グループの組織化
- ② 修学支援と学生相談（心理・修学・生活相談）窓口の一元化
- ③ 各教育組織に障害のある学生への支援を連絡調整する担当者（連絡担当教員）の配置
- ④ 障害のある学生が集まる場所を用意同じ障害のある学生同士のつながりを確保
- ⑤ 障害に対する正しい理解と協力的な対応職員研修と教員による学習面での配慮
- ⑥ 学生ピア・サポート、学生ボランティア一定基準による謝金の支給

また、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱・虚弱、発達障害などへの障害に対応した具体的な支援方策の検討や障害の程度が個人で異なっていたりするため、きめ細かな配慮や対応が必要であることが改めて認識された。

そこで、障害のある学生を含め、修学が困難な学生に特別な修学支援と学生相談（心理、修学、生活相談）を行うとともに、学内外の各機関との連携強化を図り、修学が困難な学生への支援を総合的に提供することを目的とするために「修学特別支援プログラム」を立ち上げることとなった。

以下、主な業務を示す。

- ① 修学支援及び学生相談（心理、修学、生活相談）の総合窓口に関すること。
- ② 修学が困難な学生の授業支援に関すること。
- ③ 修学が困難な学生の学生生活自立支援に関すること。
- ④ サポートする学生の講習会及びトレーニング等に関すること。
- ⑤ 学内外機関との連絡、調整に関すること。

この業務を達成するためにプログラム長、プログラム長補佐、連絡担当教員、相談員、事務職員等を置くとしたが、いずれも兼務である。連絡担当教員は、学部の選修、専攻若しくはコース又は大学院の専攻又は領域から必ず1名選出することとした。その主な役割は、修学が困難な学生が円滑に修学できるよう、サポートする学生の配置を行うなど修学上必要な支援を提供するため、授業担当教員等との連絡調整を随時行うことである。

## (2) 大学教職員の理解・啓発

第1回修学特別支援プログラム教員FDを2013年4月24日に開催した。以下に示すのは、筆者が行った講演の概要である。

**【第1回修学特別支援プログラム教員FD；2013年4月24日開催 テーマ 発達障害のある学生の発見の手がかり；報告者 都築繁幸】**

### 1. 発達障害のある学生とは

「発達障害者支援法」による定義では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常、低年齢において発現する」とされる。

脳機能障害が想定され、環境要因ではない、心理的要因ではない。症状が低年齢で発現している。思春期以降に発現しない。

### 2. 発達障害学生の支援の必要性が高まってきた背景

我が国では伝統的に「障害」と言えば、身体障害、知的障害、精神障害を指してきた。

知的障害のない発達障害のある人たちの存在が明らかになってきた。

平成19年度より「特別支援教育体制」が開始され、発達障害のある幼児児童生徒への教育支援体制の充実を目指すこととなった。高校まで発達障害を理由に特別な支援を受けてきた生徒が大学においても、それまでと同様な支援を求めてくる

時代になった。

平成23年度より大学入試センター試験における受験特別措置の対象として「発達障害」が明記され、診断書のある学生は、自己申告して支援を明確に求める体制が作られた。

### 3. 愛知教育大学の障害学生支援の実態

本学は、弱視の学生、難聴の学生、下肢切断の学生、運動に麻痺のある学生等への支援の実績がある。手話通訳も学生ボランティアによるものではなく大学が手話通訳士に依頼し（大学から経費を支払う）、質の高い情報保障制度を導入している。本学は、この制度を2000年度から採用しており、我が国の国立大学として初めて導入した大学である。

現在、多くの大学において診断書はないが配慮が必要な学生への支援体制の確立が求められている。学校生活や対人関係などに違和感を持ちながらも、自分自身が発達障害であることに気づかずに大学に進学してきている、発達障害が疑われるような学生生活上の困難を示す学生が多数、存在している。

この10年間の学生の様子や東海北陸地区を対象に行った大学の調査結果から本学の実態を予測すると、診断が下せる学生の在籍率は0.2~0.4%である。これは、全国平均とほぼ同値である。グレーゾーンの学生は、0.8~1.6%である。約900人の学生が入学するのでグレーゾーンの学生も含めれば毎年、15人前後の学生が支援を要する学生とみなされ、大学全体では60人程度と推測される。

### 4. 障害の特徴

学習障害は、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難があるものをさす。

注意力障害とは、注意の持続困難（集中力の欠如）や注意の配分の困難さ（環境全体に注意を払うことの困難）、あるいは注意の転換の困難さ（好きな活動などに注意が集中するとそこから離れられなくなる）があるものをさす。

高機能自閉症は、知的な遅れを伴わない自閉症（対人関係・コミュニケーション・こだわりの三つを併せ持つ）である。

アスペルガー症候群は、一般的な自閉症が示す言語・認知発達の遅れは示さず、知的能力は高い自閉症であり、他者の感情や考えを推測することが苦手であるものをさす。

### 5. 学生の困り感

発達障害のある学生が示す大学生生活上の困難は、一般の学生のだれしもが少なからず経験する（している）ことでもある。例えば、単位未修得、教育実習のドロップアウト、進路先の不確定、大学に来なくなる（連絡が取れなくなる）などである。

しかし、修学支援という点から考えると、障害特性によって生じる困難や制約が本人や周囲に持続して不利益な状態が見られることが問題となる。決して本人が好き好んで怠けているのではなく、『それらに対して支援が必要な状態である』と捉えることが必要である。盲や聾などの身体障害よりも発達障害の特性による困難さが、他の障害に比べて「目にみえにくい。怠けなのか、障害なのかの見極めが重要となり、努力不足や故意によるものと周囲に理解されやすい。学生が何で困っているかを見つけ出すことが重要であり、困り感を特定し、苦戦の状況を理解する必要がある。

生活面での困難さは、次のものがあげられる。

- 友人とうまくつきあえない
- 相手が嫌がる言動を平気でしてしまう、相手の興味や関心とは無関係に自分の興味のある話を延々と話し続けるので敬遠される
- 約束（の時間）を忘れてしまう
- 自分の日課を妨害されると著しく混乱してしまう
- サークルでトラブルを起こしてしまい、参加しづらくなる
- 事務職員等と同じ質問を何度もして、確認しないと不安になる
- 相手の主張を受け入れることができず、自分の主張をしつこく言い続ける
- 学内で食事を取ることができない
- 待つことが極端に苦手である
- 話し始めると止められなくなってしまう
- 些細なことで怒ったり、落ち込んだりするなど感情の起伏が著しい。

## 6. 発見しやすい場面・機会

1年生では、合宿セミナーや基礎実習における振る舞い（遅刻する、時間が守れない、周囲から離れる、全く別のものを見ている）から推測できる。

2年生では、GPが1.5ポイント以上、急に下がる（前期と後期の落差、学年の落差）、共同で課題をこなす場面、長時間の対話（討論）場面（30分間の面接はスルーしてしまう）から推測できる。

3年生では、教育実習の事前指導が近づくと落ち着かなくなる、教育実習のペース配分がわからない、などから推測できる。

4年生では、書類が書けない（就職関係、卒業論文等）、自分の意見がほとんど出てこない（面接練習で模範例を記憶したものしか出せない）、などから推測できる。

## 7. 大学の教育環境の整備

本学においては、施設計画のマスタープランに基づき、教育環境整備が進んでいる。学内の掲示板等が整備され、視覚化が進んだ。その結果として、発達障害の学生には安心な環境となった。例えば、建物や教室がわかるようになり、迷子や戸惑うことが減り、遅刻が減った。学生サポート関係では、どの課がどのサービスをしてくれるかがわかるようになり、安心感がうまれた。福祉施設の生協で食事の注文が楽になり、時間管理もスムーズになった。

## V. おわりに

障害学生の支援を考えていく際、その対象の学生を如何に把握するかが鍵となる。学生本人がその症状や支援の要求等を大学当局に申し出ることが大原則となるが、発達障害学生は自己申告が困難である場合が多い。行動的な問題を抱える広汎性発達障害や注意欠陥多動性障害よりも認知的障害が中核である学習障害の判別は更に困難である。学習障害は、目に見えない部分が多い。各大学は、少子化傾向による受験生減を見越し、少しでも多くの学生を受け入れる傾向にある。入学してから何らかのトラブル等が生じることにより結果的に発達障害学生であったとみなす場合が多いようである。

我が国の大学の障害学生の受入は、全学生の0.4%程度であるが、米国では10%となっている。米国と我が国では、入試制度が異なり、大学資格能力試験等において一定の能力が認められれば、入学することができる。障害学生は自己申告することにより、必要なサービスが受けられる仕組みが確立されており、各大学に障害学生支援室、学生支援コーディネーターが整備され、サービスの法令遵守がなされている。

今後、我が国も米国モデルを追求していくと推測されが、そのためには、各大学が高等教育機関としてのミッションを果たすべき整備を行って行く必要がある。特に、入り口の問題として高校・大学連携の点から次の点があげられる。

- ① 高等学校での発達障害への理解と対応がより一層、求められる。例えば、読み上げソフトなどによるPC等の利用が考えられるが、高

等学校における通常の授業や日常環境での機器の利用が十分に普及されることが前提であろう。

- ② センター試験以外の二次試験等において各大学での特別措置対応が更に求められる。
- ③ 推薦入試やAO入試等によって入学を許可した発達障害のある入学者に対する教育的責務を大学が強く認識する。

入学してからの問題は、学務的な面に顕在化することが多い。留年しながらも卒業した事例、退学を余儀なくされた事例、就職後、すぐに退職してしまった事例などにおける支援の実際等は、別の機会に報告したい。

今後、発達障害学生の修学支援上の問題やその支援を考えていくことが、我が国の将来の高等教育機関の教育の質保証に繋がっていくことにもなり、検討すべき課題は多い。

## VI. 参考資料

(それぞれの法律の目的第1条を示す。)

### 1) 発達障害者支援法

この法律は、発達障害者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のために発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることにかんがみ、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。

### 2) 障害者の権利に関する条約

この条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む。

### 3) 障害者基本法

この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分

け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

### 4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。